



知っておきたい障害者福祉制度 Vol.1

～身体障害者手帳について～

身体障害者に関するいろいろなサービスを受けるためには身体障害者手帳を持っていないければなりません。この手帳は目、耳、手足、内臓などに一定程度以上の永続する障害のある方に、知事から交付される手帳で、障害の程度は重い方から順に1級～6級まで分けられています

～障害者の手当等について～

1.特別障害者手当

特別障害者手当は、精神又は身体に著しく重度の障害があるため、日常生活において、常時特別の介護を必要とする程度の状態にある在宅の20歳以上の方に対して手当を支給します。（認定審査あり）

<以下に該当される方は支給制限があります>

- ①受給資格者又はその配偶者若しくは扶養義務者の前年の所得が一定金額以上であるとき（受給資格者の所得には非課税である障害基礎年金を含みます）
- ②身体障害者更生施設等の社会福祉施設に入所している方
- ③病院・診療所・老人保健施設に3ヶ月を超えて入院（入所）している方

2.障害児福祉手当

日常生活において常時介護を必要とする在宅の重度の障害児（20歳未満）に対して手当を支給します。（認定審査あり）

<以下に該当される方は支給制限があります>

- ①受給資格者又はその配偶者若しくは扶養義務者の前年の所得が一定金額以上であるとき
- ②肢体不自由児施設等に入所している方
- ③障害を支給事由とする年金給付を受けている方

身体障害者手帳の交付を受けるためには

身体障害者手帳交付申請書・指定医師の診断書・写真（たて4cm×よこ3cm）・印鑑を添えて市役所健康福祉課または、各支所市民係へ提出ください。（申請書、診断書は市役所健康福祉課または、各支所市民係にあります。）

※交付を受けた後、住所や氏名が変わったときは変更届を、手帳を紛失・破損したときや障害程度が変わったとき及び新たに別の障害が生じたときは、再交付申請が必要です。



～重度心身障害者医療費助成制度について～

重度の心身障害者（児）が保険等で医療を受けた場合は、その一部について市が助成します。

（対象者）

身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A1・A2、精神障害者保健福祉手帳1級、福祉手当受給者

（助成額）

- ①外来の場合：医療費／月－1,020円＝助成額
 - ②入院の場合：医療費／月－2,040円＝助成額
- ※1つの医療機関ごとに上記の負担金（1,020円・2,040円）が必要です。

※高額療養費・付加給付額を除きます。

※入院時食事療養費の標準負担額など該当しないものもあります。

■申請先・問い合わせ先 健康福祉課総合福祉係 TEL22-3167 内牧支所市民係 TEL32-1111
波野支所市民係 TEL24-2001

～消費者生活相談室を毎日(平日のみ)開設しています～

「消費者生活相談室」を毎週月曜日から金曜日（土・日・祝日・年末年始は休み）、阿蘇市役所1階に開設しています。開設時間は午前10時から午後3時です。

訪問販売、電話勧誘販売、サラ金・クレジットの多重債務問題などの消費生活に関するトラブルをお受けします。

※ご相談の際は、事前にお電話ください。

困ったなと思ったら、
まず相談!



消費生活相談だより

阿蘇市消費生活相談室 TEL22-3364